

令和 5 年 10 月 26 日

入院患者様及びご家族様

独立行政法人国立病院機構高知病院

院 長 先 山 正 二

面会制限の緩和について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、入院患者様への面会を原則禁止させて頂いておりましたが、高知県内の感染状況が落ち着いているため、令和 5 年 10 月 26 日より一部制限を緩和させていただきます。

患者様ならびにご家族の皆様におかれましては、ご理解頂くとともに面会に関する取り扱いは、下記をご覧ください。

また、入院患者様の外出・外泊は、控えて頂きますよう引き続きご協力をお願い致します。

記

面会の取り扱いについて

- ①身近なご家族等（15 歳以下は不可）で、1～2 名程度とし、産科病棟においては、面会者は決められた 1～2 名に限定して下さい。
- ②原則として、7 日以内に人の多い場所、海外等への外出・渡航履歴がない方として下さい。
- ③面会者やその同居家族等に発熱や風邪症状がある場合は、面会をお断りします。また、スタッフステーションでの検温で発熱（37. 0℃以上）があった場合も同様で

す。

④2週間以内に、新型コロナウイルス感染症（疑い含む）と診断された方との接触がある場合は面会をお断りします。

⑤面会は手洗い（アルコール消毒）とマスク着用は原則していただき、短時間（10分程度）と致します。

⑥上記の面会基準を満たしても患者様の状態やその他病棟及び院内の感染対策状況に応じて面会制限を行う場合がございます。